# 豊中市バリアフリー推進協議会傍聴要領

### 1 目的

この要領は、豊中市バリアフリー推進協議会(以下「協議会」という。)の傍聴に関し必要な事項を定めることを目的とする。

#### 2 傍聴定員

協議会を傍聴しようとする者(以下「傍聴者」という。)の定員は、10人とする。 ただし、開催しようとする会場の都合等を考慮し、これを増減することができる。

#### 3 傍聴手続き

- (1) 傍聴者は、受付で所定の用紙に名前及び住所を記入しなければならない。
- (2) 傍聴の受付は、会議の開催時刻の概ね30分前から先着順に行うものとする。 ただし、受付開始時に傍聴定員を超える希望者があるときは、抽選により傍聴者を決定する。

#### 4 傍聴できない者

次のいずれかに該当する者は、会議を傍聴することができない。

- (1) 凶器その他、人に危害を与えるおそれのある物を携帯している者
- (2) 酒気を帯びている者
- (3) 旗、のぼり、プラカードの類を携帯している者
- (4) 前各号に掲げる者のほか、議事を妨害し、又は人に迷惑を及ぼすおそれのある物を携帯している者

#### 5 傍聴者の守るべき事項

傍聴者は、次に掲げる事項を守らなければならない。

- (1) 会場における言論に対して、拍手その他の方法により公然と可否を表明しないこと。
- (2) 放言、放歌等により騒ぎ立てないこと。
- (3) はち巻、腕章、たすきの類を着用する等示威的行為をしないこと。
- (4) 飲食又は喫煙をしないこと。(水分補給は除く。)

- (5) みだりに席を離れ、又は他人に迷惑となる行為をしないこと。
- (6) 前各号に定めるもののほか、会場の秩序を乱し、又は議事進行の妨害となるような行為をしないこと。

## 6 撮影、録音等の禁止

傍聴者は、写真、ビデオ等の撮影、又は録音等をしてはならない。ただし、会長の許可を 得た者は、この限りでない。

## 7 係員の指示

傍聴者は、係員の指示に従わなければならない。

## 8 違反に対する措置

会長は、傍聴者がこの要領に違反するときはこの要領の定めに従うことを命じ、その命令 に従わないときは当該傍聴者を退場させることができる。

## 9 その他

この要領に定めるもののほか、会議の傍聴に関し必要な事項は、会長が定める。

## 附 則

この要領は令和3年(2021年)10月22日から実施する。